

寄附に係る優遇税制について

日頃より多摩市社会福祉協議会にご寄附、会員賛助金のご支援をいただき誠にありがとうございます。当会へのご寄附（会員賛助金も対象になります）に係る優遇税制についてご案内致しますのでご査収申し上げます。

1 税額控除対象法人（所得税の税額控除の適用を受ける事ができるようになりました。）

当会は、平成30年11月1日に多摩市より税額控除対象法人として要件を満たしている証明を受けました。これにより個人が当会に寄付した場合、所得税についてこれまでの「所得控除」に加えて「税額控除」も選択できるようになりました。

2 寄附に係る優遇税制

(1) 概要

個人の方が当会への寄附をした場合には、所得税及び住民税について優遇税制（減税）を受けることができます。所得税については、所得控除（所得税法第78条第2項第3号該当）又は税額控除（租税特別措置法第41条の18の3該当）があります。どちらを選択するかは寄附者の任意となっており、確定申告の際に、還付金額の多寡により有利な方を選択することができます。住民税については、当会に寄附を行った翌年の1月1日現在で多摩市にお住まいの方は、個人住民税の寄附金税額控除に加えて多摩市市民税の寄附金税額控除の適用が受けられます。

(2) 計算方法

① 所得税

イ) 所得控除 次の算式により算出された額が、**所得金額**から控除されます。

（寄付金合計額（総所得金額等の40%が限度）－2,000円）＝控除対象額

⇒ 所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高額所得者の方の減税効果が大きくなります。

ロ) 税額控除 次の算式により算出された額が、**所得税額**から控除されます。

（寄付金合計額（総所得金額等の40%が限度）－2,000円）×40%＝控除対象額（控除対象額は、所得税額の25%が限度です。）

⇒ 所得控除制度に比べ、税額から税額控除額を直接差し引くことができますので小口の寄附金でも減税効果が高いことが特徴です。

※ 「税額控除」か「所得控除」のどちらか有利な方を選択し、所得税の控除を受けることができます。

② 住民税

イ) 都民税

その年に支出した寄付金額－2,000 円の4%が都民税から控除されます。(寄付金の限度額は、総所得金額等の30%です)

ロ) 市民税

その年に支出した寄付金額－2,000 円の6%が市民税から控除されます(寄付金の限度額は、総所得金額等の30%です)

※ 多摩市に住民登録している方は、市民税の寄付金控除の対象となります。都内でその他の自治体の方はお住まいの市区町村へお問い合わせ下さい。

(3) 手続き

寄付金控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。確定申告をすることで、所得税の寄附金控除と市民税・都民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。

なお、確定申告を行うには、寄附をした際に受け取った「領収書」と「税額控除証明書」の写し(税額控除を選択する場合)を添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。平成30年分の寄附金につきましては、平成30年11月1日以降の寄附金が税額控除の対象となります。

また、東京都及び区市町村から提出の要請があった場合は寄附者の住所・氏名・寄附金額等を通知する場合がありますので予めご承知おきください。



問い合わせ先

社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

法人管理課 総務係

多摩市南野3-15-1

042-373-5611